



# 目 次

ページ

|            |  |     |
|------------|--|-----|
| 議案甲第 3 4 号 | 多久市職員給与条例及び多久市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例…                    | 1   |
| 議案甲第 3 5 号 | 多久市税条例の一部を改正する条例…  | 3   |
| 議案甲第 3 6 号 | 多久市公民館設置条例の一部を改正する条例…  | 7   |
| 議案甲第 3 7 号 | 多久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例… | 8   |
| 議案甲第 3 8 号 | 多久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…                       | 9   |
| 議案甲第 3 9 号 | 佐賀県市町総合事務組合理約の変更について…  | 1 0 |
| 議案乙第 2 2 号 | 令和 4 年度多久市一般会計歳入歳出決算の認定について…                                       | 1 2 |
| 議案乙第 2 3 号 | 令和 4 年度多久市給与管理・物品調達特別会計歳入歳出決算の認定について…                              | 1 3 |
| 議案乙第 2 4 号 | 令和 4 年度多久市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について…                               | 1 4 |
| 議案乙第 2 5 号 | 令和 4 年度多久市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について…                                | 1 5 |

|         |  |    |
|---------|--|----|
| 議案乙第26号 | 令和4年度多久市農業集落排水事業特別会計<br>歳入歳出決算の認定について…………… | 16 |
| 議案乙第27号 | 令和4年度多久市宅地造成事業特別会計<br>歳入歳出決算の認定について……………   | 17 |
| 議案乙第28号 | 令和4年度多久市国民健康保険事業特別会計<br>歳入歳出決算の認定について…………… | 18 |
| 議案乙第29号 | 令和4年度多久市後期高齢者医療特別会計<br>歳入歳出決算の認定について……………  | 19 |
| 議案乙第30号 | 令和4年度多久市病院事業会計決算の認定<br>について……………           | 20 |
| 議案乙第31号 | 令和5年度多久市一般会計補正予算（第4号）……………                 | 別冊 |
| 議案乙第32号 | 令和5年度多久市国民健康保険事業特別会計<br>補正予算（第1号）……………     | 別冊 |
| 議案乙第33号 | 令和5年度多久市後期高齢者医療特別会計<br>補正予算（第1号）……………      | 別冊 |
| 議案乙第34号 | 令和5年度多久市下水道事業会計補正予算<br>（第2号）……………          | 別冊 |
| 報告第12号  | 放棄した債権の報告について……………                         | 21 |

|           |                  |     |
|-----------|------------------|-----|
| 報告第 1 3 号 | 専決処分の報告について…………… | 2 4 |
|-----------|------------------|-----|

議案甲第34号

多久市職員給与条例及び多久市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

(多久市職員給与条例の一部改正)

第1条 多久市職員給与条例(昭和29年多久市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第21条の2第3項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第44条」を「第26条の8」に改め、同条第4項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

(多久市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 多久市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和44年多久市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第12条の2第3項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第44条」を「第26条の8」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和5年9月1日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

## 議案甲第 35 号

### 多久市税条例の一部を改正する条例

多久市税条例（昭和 29 年多久市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 9 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第 38 条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

附則第15条の2第4項中「環境性能額」を「環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額」に改める。

附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定は、令和7年1月1日から施行する。

### (市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の多久市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき多久市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

### (軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、令和6年1月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和5年9月1日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第36号

多久市公民館設置条例の一部を改正する条例

多久市公民館設置条例（昭和55年多久市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表北多久公民館の項中「7番地14」を「45番地3」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（多久市高齢者憩の家条例の一部改正）

2 多久市高齢者憩の家条例（平成15年多久市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表北多久高齢者憩の家の項中「7番地14」を「45番地3」に改める。

上記の議案を提出する。

令和5年9月1日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

北多久公民館の設置位置を変更するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 37 号

多久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

多久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年多久市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「第 11 項」を「第 10 項」に改める。

第 37 条第 1 項中「同省令」を「同令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正等に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 38 号

多久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

多久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年多久市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 1 項中「この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成 32 年 3 月 31 日までの間」を「当分の間」に、「平成 32 年 3 月 31 日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から 2 年以内に当該研修を」に改め、同条第 2 項中「施行日」を「この条例の施行の日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

放課後児童健全育成事業実施要綱の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 39 号

佐賀県市町総合事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、佐賀県東部環境施設組合を退職手当の支給に関する事務の共同処理に参加させるため、佐賀県市町総合事務組合理約を次のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 1 日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

佐賀県市町総合事務組合理約を変更する必要があるため、この案を提出する。

## 別紙

### 佐賀県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

佐賀県市町総合事務組合同規約（平成19年佐賀県指令18市町村第010014号）の一部を次のように変更する。

別表第2第3条第1号に関する事務の項中「神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合」を「神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合 佐賀県東部環境施設組合」に改める。

### 附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による知事の許可のあった日から施行する。

議案乙第 2 2 号

令和 4 年度多久市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 4 年度多久市一般会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 5 年 9 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第23号

令和4年度多久市給与管理・物品調達特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度多久市給与管理・物品調達特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和5年9月1日

多久市長 横尾 俊彦

議案乙第 2 4 号

令和 4 年度多久市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

令和 4 年度多久市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 5 年 9 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第25号

令和4年度多久市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度多久市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和5年9月1日

多久市長 横尾 俊彦

議案乙第 26 号

令和 4 年度多久市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

令和 4 年度多久市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 5 年 9 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第27号

令和4年度多久市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度多久市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和5年9月1日

多久市長 横尾 俊彦

議案乙第 28 号

令和 4 年度多久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

令和 4 年度多久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 5 年 9 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第29号

令和4年度多久市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度多久市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和5年9月1日

多久市長 横尾 俊彦

議案乙第 30 号

令和 4 年度多久市病院事業会計決算の認定について

令和 4 年度多久市病院事業会計決算については、監査委員の審査に付したの  
で、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 5 年 9 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

報告第12号

放棄した債権の報告について

多久市債権管理条例（平成30年多久市条例第4号）第12条第1項の規定に基づき、市の債権について、別紙調書のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月1日

多久市長 横尾 俊彦

別紙

債権放棄調書

債権放棄年月日：令和5年3月31日

| 債権の名称     | 債権放棄の事由       | 放棄した債権 |    |          | 備考       |
|-----------|---------------|--------|----|----------|----------|
|           |               | 人数     | 件数 | 金額       |          |
| 児童扶養手当返還金 | 第2号該当<br>(免責) | 1人     | 1件 | 503,644円 | 時効<br>5年 |
|           | 平成28年度        |        |    |          |          |
|           | 計             | 1人     | 1件 | 503,644円 |          |

債権放棄年月日：令和5年3月31日

| 債権の名称    | 債権放棄の事由         | 放棄した債権 |    |          | 備考       |
|----------|-----------------|--------|----|----------|----------|
|          |                 | 人数     | 件数 | 金額       |          |
| 生活保護費返還金 | 第1号該当<br>(財産なし) | 1人     | 2件 | 542,806円 | 時効<br>5年 |
|          | 平成30年度          |        |    |          |          |
|          | 計               | 1人     | 2件 | 542,806円 |          |

債権放棄年月日：令和5年3月31日

| 債権の名称              | 債権放棄の事由         | 放棄した債権 |    |          | 備考        |
|--------------------|-----------------|--------|----|----------|-----------|
|                    |                 | 人数     | 件数 | 金額       |           |
| 空き家緊急<br>安全措置費用負担金 | 第2号該当<br>(相続放棄) | 1人     | 1件 | 442,800円 | 時効<br>10年 |
|                    | 令和4年度           |        |    |          |           |
|                    | 計               | 1人     | 1件 | 442,800円 |           |

債権放棄年月日：令和5年3月31日

| 債権の名称       | 債権放棄の事由         | 放棄した債権 |    |         | 備考       |
|-------------|-----------------|--------|----|---------|----------|
|             |                 | 人数     | 件数 | 金額      |          |
| 農業集落排水施設使用料 | 第1号該当<br>(財産なし) | 3人     | 3件 | 83,496円 | 時効<br>5年 |
|             | 平成26年度          | 1人     | 1件 | 29,242円 |          |
|             | 平成27年度          | 1人     | 1件 | 34,557円 |          |
|             | 平成29年度          | 1人     | 1件 | 19,697円 |          |
|             | 計               | 3人     | 3件 | 83,496円 |          |

債権放棄年月日：令和5年3月31日

| 債権の名称         | 債権放棄の事由         | 放棄した債権 |    |          | 備考       |
|---------------|-----------------|--------|----|----------|----------|
|               |                 | 人数     | 件数 | 金額       |          |
| 国民健康保険被保険者返納金 | 第1号該当<br>(財産なし) | 1人     | 1件 | 345,522円 | 時効<br>5年 |
|               | 令和2年度           |        |    |          |          |
|               | 計               | 1人     | 1件 | 345,522円 |          |

債権放棄年月日：令和5年3月31日

| 債権の名称   | 債権放棄の事由         | 放棄した債権 |          |         | 備考       |
|---------|-----------------|--------|----------|---------|----------|
|         |                 | 人数     | 件数       | 金額      |          |
| 市立病院診療費 | 第1号該当<br>(財産なし) | 3人     | 3件       | 74,710円 | 時効<br>3年 |
|         | 平成30年度          |        |          |         |          |
|         | 第2号該当<br>(相続放棄) | 1人     | 1件       | 38,370円 |          |
|         | 令和元年度           |        |          |         |          |
| 計       | 4人              | 4件     | 113,080円 |         |          |

報告第13号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項指定の件（平成22年12月14日議決）第6号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和5年9月1日

多久市長 横尾 俊彦

専決第6号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項指定の件（平成22年12月14日議決）第6号の規定により、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和5年8月1日

多久市長 横尾 俊彦

|          |                                      |
|----------|--------------------------------------|
| 事故の内容    | 佐賀県庁地下1階駐車場から出庫する際、柱に接触し、柱保護材を破損させた。 |
| 事故発生日    | 令和5年6月8日                             |
| 損害賠償の相手方 | 佐賀県                                  |
| 損害賠償の額   | 49,500円（物件損害）                        |